

# 新羅の学僧道(遁)倫の『瑜伽師地論記』の研究

楊白衣

## 一、はじめに

道(遁)倫は唐代のすぐれた唯識学者で、その伝記は今まで殆んど不詳であったが、一九三四年秋、山西省趙城県の霍山広勝寺弥勒殿で『金蔵経<sup>(1)</sup>』が発見されてから、新羅僧で海東興輪寺の沙門であることが判明した。この金蔵経に唐代唯識諸家の珍籍が六種あり、これらは道倫の『瑜伽師地論記』二十巻をも含めて目下皆『宋藏遺珍<sup>(3)</sup>』の中に収められている。道倫の『瑜伽師地論記』は普通『倫記』と称され、二十巻本(宋藏遺珍)、二十四巻本(大正大藏經)、四十八巻本(元統藏經)、百巻本(金陵刻經處本)

の四種類が現存していて、分巻の仕方だけでなく、文字の差異も少なくない。

道倫と遁倫との譯議、或はその出身国の譯議<sup>(4)</sup>は、金蔵の発現によって一応終止符を打ったようであるが、名前に対しても未だ幾多の問題が残っている。何故なら仲算の『法相宗賢聖義略問答』卷四に「新羅遁(斗反)倫師作此問也」とあるからである。仲算の時代は金蔵経の膨刻よりも二百年ばかり早い。当時流传した『倫記』にはきうと「遁倫」とあつたことと思う。又二十巻本を発見した高麗僧統義天も『新編諸宗教總錄』卷第三に「遁<sup>(6)</sup>倫」と記しているからである。これから推すと二十巻本

は必ずしも義天の発見した本ではないかも知れない。<sup>(7)</sup>二十巻本の第一巻の終りの鄉貢進士李燠の序に依ると、本書は高麗僧統義天が入宋して捜求し出したもので、僧俗の出資によって宣和三年(一一二一年)十二月一日より影版を始め、一月足らずで完成したものである。又『倫記』の疏本が北宋の時代迄真定覚山に蔵されていたことが分った。尚彼の学系は基の法乳をくんだものである。

本書は古代より相當重視されていたようで、その『瑜伽師地論』卷第四十「戒品」に対する解釈の部分を抜刷して別に『菩薩戒本綴磨記』と『菩薩戒本記』という單行本がある。よって道倫の著作は二部増え、現存著作が三部あることになる。<sup>(9)</sup>これは筆者が最近新文豊出版の『菩薩戒本記等七種合刊』より発見したものである。これについては何れそのうちに詳しいことを発表するつもりである。

『倫記』は慈恩の『略纂』と共に瑜伽論研究の指針とされている。そして『瑜伽師地論』百巻に対する現存唯一の完全なる註疏として貴重なものである。本書の体裁は『略纂』を根拠にして叙述し、『略纂』で欠けているところ

るは神泰・惠景二師の説を援引して補説している。本書の特色は唐代の唯識諸家の異説を網羅して余すところがないということである。<sup>(10)</sup>

書中に依ると道倫は琳法師(智儼の師)と同時代の人で、盛んに神昉・円測・元曉・環輿などの釈を擧げているから、六五〇—七三〇年頃の人らしい。彼が『倫記』の第一巻を書いたのは大周長安五年乙巳之歲<sup>(11)</sup>(神童元年・七〇五)であるから、この推定はそう差がないと思う。長安五年は武后が退位して中宗が復位し、国号が唐にかえった年で、神童律令を制定した年でもある。この年の十一月に武后は崩じた。

『倫記』の研究については、紙面の関係上ただ分巻の仕方と円測の思想に關係のある文字の異同だけを紹介することにする。又限られた紙数で全部を摘要するのも難かしいから、重要なものだけを挙げておくことにする。

## 二、倫記の刊本

『倫記』の刊本で筆者の手元にあるのは左記の通りである。

瑜伽論と倫記各種版本との対照表

論本	24巻本	48巻本	20巻本	100巻本	論本	24巻本	48巻本	20巻本	100巻本
51	13上	25	11	51, 52, 53	1	1上	1	1	1, 2
52	13下	26	11	54	2	1下	2	1	3, 4
53	14上	27	12	55, 56	3	1下	2	1	4,
54	14下	28	12	56, 57, 58	4	2上	3	1	5,
55	15上	29	13	59, 60	5	2上	3	2	5, 6
56	15下	30	不明	61, 62	6	2上	3	2	6, 7
57	16上	31	不明	63, 64	7	2下	4	2	7, 8
58	16下	32	不明	65, 66	8	2下	4	2	8, 9
59	17上	33	不明	66, 67	9	3上	5	2	9, 10
60	17下	33	不明	67, 68	10	3下	6	3	11, 12
61	17上	33	不明	68	11	4上	7	不明	13, 14
62	17下	34	不明	68, 69	12	4下	8	不明	15, 16, 17
63	17下	34	不明	69, 70	13	5上	9	不明	17, 18
64	18上	35	不明	71	14	5上	9	不明	18, 19
65	18上	35	16	71, 72	15	5上	9	不明	19
66	18上	35	16	72, 73	16	5下	10	不明	20
67	18下	36	16	73, 74	17	5下	10	不明	20
68	18下	36	16	74	18	5下	10	不明	21
69	18下	36	16	75	19	5下	10	不明	21, 22
70	19上	37	16	75, 76	20	6上	11	不明	22
71	19上	37	16	76,	21	6上	11	5	23
72	19上	37	不明	77, 78	22	6上	11	5	23
73	19下	38	不明	79, 80	23	6上	11	5	23, 24
74	20上	39	不明	81, 82	24	6上	11	5	24
75	20上	39	不明	82, 83	25	6下	12	5	24, 25
76	20下	40	不明	83	26	6下	12	5	25
77	20下	40	不明	84	27	7上	13	5	26
78	21上	41	不明	85	28	7上	13	5	26, 27
79	21上	41	不明	87	29	7下	14	6	27, 28
80	21下	42	不明	86	30	7下	14	6	28
81	21下	42	不明	88	31	7下	14	6	28, 29
82	22上	43	不明	89	32	7下	14	6	29
83	22上	43	不明	90	33	8上	15	6	29, 30
84	22上	43	不明	90	34	8上	15	6	30, 31
85	22上	43	不明	91	35	8下	16	7	32, 33, 34
86	22下	44	不明	91, 92	36	9上	17	7, 8	34, 35, 36, 37
87	22下	44	不明	92, 93	37	9下	18	8	38, 39
88	23上	45	不明	93, 94	38	10上	19	8	39, 40
89	23上	45	不明	94	39	10上	19	8	41
90	23上	45	20	95	40	10上	19	9	41, 42
91	23下	46	20	95	41	10下	20	9	42
92	23下	46	20	96	42	10下	20	9	42, 43
93	23下	46	20	96, 97	43	10下	20	9	43
94	24上	47	20	97	44	11上	21	9	44
95	24上	47	20	97, 98	45	11上	21	9	44, 45
96	24上	47	20	98	46	11下	22	9	45
97	24下	48	20	98, 99	47	11下	22	10	46
98	24下	48	20	99	48	12上	23	10	47, 48, 49
99	24下	48	20	100	49	12下	24	10	49
100	24下	48	20	100	50	12下	24	10	50

一、大正大蔵經本 二十四卷  
二、正統藏經本 四十八卷

大正大蔵經第四十二卷諸部三  
正統藏經第一輯第五卷第五冊第  
七六五葉第一冊

三、宋藏遺珍本 二十卷 宋藏遺珍第五冊

と大正大蔵經本及び正統藏經本は性威の書写に依る刊本である。

右の中、一と二とは同じ刊本で内容的にはやはり二十四巻本である。正統藏經本が何故四十八巻に改めたかははつきり知らないが、一巻を上下に分けてあつたから数えやすくするため四十八巻にしたのではないかと思う。しかし中味は改めていない。やはり二十四巻で各巻とも上下になつていて、又両方共文後に沙門性威が享保十八年（癸丑・一七三三年）に書いた跋文がある。享保十八年は中御門天皇の代で將軍は吉宗である。性威の跋文によると「倫記の流通は非常に少なく、稀珍な書で、特別所有者に懇願して書写して来たものである。惜しいことに久しく秘蔵して來た關係上、文字に訛りがあつた。後に慈心藏本を得てこれと校合して訛りを正したが、校正した所は妄りに原文を刪訂するといけないから、上段に注意をしておいた。又疑問のある文字は傍に丸をつけて閲覧者の取捨に任せることにした」とある。これからお

三の二十巻本は一番正しい刊本で、一、二と比べると文字にかなりの差異がある。この刊本は文路と文章の区切りがはつきりしており、疑問をいだかない。そして性威が指摘している二十四巻本の訛りと疑問はこの二十巻本に依つて解消することが出来る。大正蔵經と正統藏經は今まで一番よき刊本と思われていたが、「倫記」に依る限りミスだらけで脱漏の多いのに驚く。筆者が最も惜しいと思うのは、二十巻本が完全に残つておらずに七巻（三・四・八・十三・十四・十五・十八）も欠けていることである。又残っている十三巻も欠葉が多い。若し完本であれば、円測の思想、否、唐代諸家の唯識思想がもっとはつきりすると思う。

四の百巻本の内容は、三と一、二との中間に位置し、文字の異同が時には二十巻本に、時には一、二の二十四巻本或は四十八巻本に符合している。百巻本の初版は民国十一年（一九二二年）の中秋に出版したものであるから、金刻大蔵經の発見された年よりも十二年早いことに

なる。こゝで注意に値するには百巻本と二十巻本との関係である。両者の分巻の仕方が全然違うので一見かかわりがないように見えるけれども、どういうわけか何れとも第一巻の終りに進士李燠が宣和四年(一一二二年)正月初五日に書いた序文が一篇ある。又内容を見ても二十巻本を参照して書いた痕跡がある。例えば第一巻の初めに二十巻本と同じく「唐海東興輪寺沙門积道倫集撰」とはつきり書いてある。よつて百巻本を参考すれば二十巻本の遺漏した部分を補うことが出来る。両者の序文で違うのは、二十巻本のおわりに「彫造化板所集功德伏願上

祝 今上皇帝聖壽無窮文武百官僚常居祿位四恩三有法界衆生共見慈尊同成仏果」という廻向文があることである。<sup>(13)</sup>同じ著者の著作が何故このようにならまちになつたのか、これは一寸思考に苦しむが、文献学の演変の面白味がここにあると思う。

### 三、文の異同について

四種の刊本の文章を念入りに対照して見るとかなりの差がある。時には意味の全然違うのがあるから余程の注

なるが、宋藏遺珍の二十巻本では、  
「測師云、初之二句約内外。於中、初是内身、二是外  
在貪、後之二句約世分別。於中、前句現在貪、後句是未  
來貪。」(宋藏遺珍五、三二二三二下)

意を払わないと大きいまちがいを起こしてしまう。例えば施障の四句の解釈について、大正藏經の二十四巻本と正統藏經の四十八巻本とでは、

「測云、初之二句約内外。於中、初是内身、二是外  
在貪。後之二句約世分別。於中、前句現在貪、後句是未  
來貪。」(大正四

<sup>(14)</sup> 後之二句約世分別、於中、前句是未來貪。」(大正四

二、五三七下)

とあるが、宋藏遺珍の二十巻本では、

「測師云、初之二句約内外。於中、初是内身、二是外  
在貪、後之二句約世分別。於中、前句現在貪、後句是未  
來貪。」(宋藏遺珍五、三二二三二下)

となつていて。このように「後二句」の意味が全く逆である。百巻本を見るとやはり二十巻本と同じく「前句現

諸菩薩不從一切……如應正授」に対する註釈である。

円測の言つてゐる「初之二句」と「後之二句」とは檀  
處戒品第十の一の重ねて受戒の方便を明す一段で、「又  
此の文は論本第四十巻本地分中菩薩地第十五初持瑜伽  
分中菩薩地第十五初持瑜伽處戒品第九を見なければなら

ない。これによると布施の障礙とは  
一、先末串習  
二、施物鈔闕  
三、耽著上妙悅意財物  
四、観見當來具足財果而深欣樂

などの四種類である。

現われても、布施しようとする品物が好きでよいから未練があつて布施しようとする心が起らないことである。この時すみやかにこの執着はよくない、来生の苦を招くもどになると思って布施せねばならないとある。

「觀見當來具足財果而深欣樂」の障りとは、布施をした後に於て、布施の功德は大きいから来世にはきっと大きな酬いがあるところである。この時すみやかにこの執着はよくない邪見である、一切は無所得で念念に滅するから、施者、施物、受施者もないと観じて無上菩提に廻向せねばならない。

上述のように、施障の四種の中、一は自己に習慣がないことによつて來たした原因であるから「内身」に属し、二は貧乏による原因であるから「外貪(貧?)」といつたのである。そして三は現世の財物に執着する原因であるから「現在貪」に属し、四は来世の功德を期待する「未來貪」になるわけである。

「施物鈔闕」の障りとは、現に物乞いが目前に現われても、布施する財物がないからその心が起らないことである。これは宿業の過失によるものであるから、勇気を振り落として慈悲心を起して布施せねばならないとある。「耽著上妙悅意財物」の障りとは、目前に物乞いが現に

に大きいまちがいを伝えていたと言わねばならない。若し円測が分つたらどう思うであろうか？ 実に苦笑せざるを得ないだろうと思う。

この四障の本体について道倫も『倫記』卷十上に於て円測の説を引いて次の如く言つておられるから、大正藏本と続藏経本は完全に脱字のための誤りであることが分る。曰く、

「測云、四障体者、一先末串習、以種子上無堪任性為體。二施物鈍闕、若論外物以六法四相是諸塵故、若論内法等以五蘊十二支為體。三耽著上妙悅意財物、以增上貪為體。四觀見當來具足財果而深欣樂、以求來果邪見為體。」

又これで円測の施障四句に対する判断の理由がはつきりするわけである。

大正藏本と続藏本で脱字の甚しいものになると三十字近くある。例えば論本の第四十二卷本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處忍品第十一の遂求忍を明す一段がその例である。これでは注釈が前後錯乱して意味が通じない。先ずその例を左にかかげることにする。

病死即四、寒熱飢渴合為  
一、除前不放逸故、有九  
種。今解不然。初住不放  
逸為一、於諸善法為二、  
余句可知。又解、住不放  
逸者是總句、若身若心即  
合為二、余句可知。（大  
正四二、五四二下）（大正藏  
七六、一二四下）

者、旧論云、所可乏少堪  
忍饒益。論、云何至他世  
樂忍。記曰、此世他世樂  
忍中有九者、測師云、旧  
論師、生老病死則四、寒  
熱飢渴合為一、除前不放  
逸故、有九種。今解不  
然、初住不放逸為一、於  
諸善法為二、余句可知。  
又解、住不放逸者是總  
句、若身若心則分為二、  
余句可知。（宋藏遺珍五、  
三三三九上一下）

右の中、「通」と「遍」との違いは、論本及び二十卷本に依るとやはり「遍」が正しい（大正三〇、五三五上）。「依」と「化」との差はやはり二十卷本の通り「化」が正しく、大正藏経本の「不生」は完全なミスである。百巻本では「而生」となっている。論本に依ると「有損」の下にやはり「者」があるのが正しい（大正三〇、

遂求忍中、先解八種名遂求忍、後釈忍名義。八中、測云、前三是耐他怨害忍、唯除自惱、後五是安受苦忍、除自他惱。前中、「於諸有苦來求索者要通能忍」者、善戒經云、貧窮之入數從菩薩乞索。「依法大悲不損惱忍」者、由依教法及依大悲故能忍故也。「謂能堪耐除遣有苦有情衆苦所有勤苦」者、由彼有情有衆苦故、菩薩依彼不生於疲倦能忍受也。「若於有情所損惱、由忍故離」者、旧論云、所可之小堪忍饒益。此他世樂忍中有九者、測師云、生老病死則四、寒熱飢渴合為一、除前不放逸故、有九種。今解不然、初住不放逸為一、於諸善法為二、余句可知。姑臧に於て訳した『菩薩地持經』十卷のことであるから、これと対照すればどちらのミスであるかがすぐわかる。『地持經』卷六忍品に依ると、八種の除惱忍をあげた後に「衆生所患堪忍為除、所可乏少堪忍饒益」と結んでいる。よって二十卷本であげた円測の説は正確であり、大正藏本と続藏本は完全な脱漏と誤写であることが分る。又円測が『瑜伽師地論』の注釈に当つて、旧論の『菩薩地持經』を参照したことも分るわけである。

これから見ると『倫記』の大正藏本と続藏本はうつかり読むことが出来ないことになる。何故なら、脱字の関

係で解釈すべき個所が解釈されておらずに、前後乱れてまちがい易いからである。又「合」と「分」とのようない意味の全然逆なものもある。「二種に分れている」という言葉には語弊がないが、「二種に合せる」というのはどう考へてもおかしい。よつて大正蔵本のは誤写であることが分ると思う。

以上挙げた例によつて『宋藏遺珍』の二十巻本が最もすぐれていることが分る。論本を引用するときはちゃんと「論」を入れるし、自分の注釈は「記曰」とはつきり区切つているのみならず、諸家の意見を引用する時も「測法師云」、「測師云」、「泰師云」とあるから一目了然である。例えは前に挙げた「未来食」の下の文は論本の文であるが、大正蔵本は何のことわりもなしにその儘「如是菩薩住律儀戒有其四種他勝處法」とある。これでは本文であるか釈文であるか、論本と対照しない限り一寸区別がつかない。本文と釈文の区切りを二十巻本では「未來食」の後に一字あけたのち、「論、如是菩薩至他勝處法 記曰、下第四広弁戒相、於中有二……」となる。この点百巻本の区切りも二十巻本に劣つてゐる。

以上挙げた例によつて『宋藏遺珍』の二十巻本が最もすぐれていることが分る。論本を引用するときはちゃんと「論」を入れるし、自分の注釈は「記曰」とはつきり区切つているのみならず、諸家の意見を引用する時も

「測法師云」、「測師云」、「泰師云」とあるから一目了然である。例えは前に挙げた「未来食」の下の文は論本の文であるが、大正蔵本は何のことわりもなしにその儘

「如是菩薩住律儀戒有其四種他勝處法」とある。これでは本文であるか釈文であるか、論本と対照しない限り一寸区別がつかない。本文と釈文の区切りを二十巻本では

「未來食」の後に一字あけたのち、「論、如是菩薩至他勝處法 記曰、下第四広弁戒相、於中有二……」となる。この点百巻本の区切りも二十巻本に劣つてゐる。

『倫記』で引用した円測の思想は全部で二七五条ある。<sup>(22)</sup> 全部ではないが文字の差異が少くない。この中上述のような甚しい例が幾つもある。時には一字の間違いで前後の意味の分らないものもある。例えは論本第三十九巻本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處施品第九の一切施（六施あり）を明す一段に於て、円測は問答式で注釈を施しているが、大正蔵本と続蔵本は問い合わせて答えがない。しかし二十巻本では問い合わせあり、答ありで完全になつてゐる。文に曰く、

測云、問、後施品云、不  
明媒行、以此據彼、今此  
何意婚如法也。彼據出  
何意婚姻如法？答、彼據  
家、此就在家。  
(大正四二、四九〇中) (続  
藏七六、一四上)

大正蔵本と続蔵本は「答」を「也」とまちがえたから、問い合わせて答えのない文章になつてしまつたし、又婚姻の「姻」の字も抜けている。

この文章は菩薩の布施すべきものと布施すべきでない

測云、問、後施品云、不  
明媒行、以此據彼、今此  
何意婚如法也。彼據出  
何意婚姻如法？答、彼據  
家、此就在家。  
(宋藏遺珍五、三二〇五下)

ものを説明したもので、「婚姻如法」というのは在家の菩薩のことを指して言つたものであり、出家菩薩なら巻第三十九の本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處施品第九のように「不以媒行」でなければならない。

「不以媒行」というのは六施（毒、火、刀、酒、妻妾、腐敗せる飲食物）の中に於て、与えてよい時と与えていけない時があり、「諸菩薩は媒媾を行じたり、又他の妻妾を以て布施を行じてはいけない」という禁制である。論本曰く、

「又諸菩薩於外施物、若有衆生來求毒、火、刀、酒等物、或為自害或為害他、即不應施。若有衆生來求毒、

火、刀、酒等物、或自饑益或饑益他、是即應施。又諸菩薩不以屬他非同意物而行惠施。又諸菩薩不行媒媾、以他妻妾而行布施。又諸菩薩不以有虫飲食等而行惠施。」

え正式の結婚であつても、私通であつても、または一時的な交合であるとしても、凡そ男女間の意志を媒介して結合させることをなせば、瑜伽婆戸沙罪を犯すものとして禁じられている。瑜伽婆戸沙罪とは俗にいう僧殘罪で、ペーラージカに次ぐ重罪である。これを犯した者は、一定期間僧尼としての資格を奪われ、教團の定める罰に服せねばならない。この罰は六日間の禁足を規定し、罪を犯して隠した場合は、隠した日数だけ更に別居させられる。伝えによると、迦羅比丘が正式に結婚の媒酌をなしたが、結果がよくなく、世間の非難を受けたのでこの戒を設けたということである。<sup>(23)</sup>

又僅か一、二字の脱漏と違いで意味が全然変つてしまふものもある。例を挙げると、論本第四十一巻「戒品」第十の二、四十三輕戒を明す一段に於て、円測は「如世尊說、是諸菩薩多分應興瞋所起犯、非貪所起、當知此中所說意」を注釈するに当り、下段の如く注釈しているが、大正蔵本と続蔵本とは上段の如く脱漏し間違えている。

測云、問、前説四他勝處法中貪犯亦失、云何此貪△？答、若依舊論、但言染犯失戒非貪、是故犯失戒非貪、是故前後相違。今依新論、既言多分

在瞋、即知貪犯亦失、是故前後兩文不相違也。言「非非所犯」者、簡非瞋所起。

(大正四二、五四〇中)

(宋藏遺珍五、三二三六上)つまり「非貪」が「貪」と誤写されている。上述の「云何今云非貪」(何故今は食に非らずと云うのか)の「非貪」は論本で引いた世尊の言葉である。それを大正藏本では「云何此貪」(この貪とは何ぞや)となつて、釈尊の言葉を誤写しているから大変なミスである。

「四他勝處」とは四種の波羅夷罪のことで、善法を自となし、悪法を他となし、悪法が善法に勝つことであるから「他勝處法」という。即ち、一、利養と恭敬を貪求するため自分をほめ、他人をそしること。二、財産を慳

測師云、問、前説四他勝處法中貪犯亦失、云何△云非貪？答、若依舊論、但言染犯失戒非貪、是故前後相違。今依新論、既言多分在瞋、則知貪犯亦失、是故前後兩文不相違也。言「非非所作」、簡非瞋所起。

(宋藏遺珍五、三二三六上)

論(玄奘訳の瑜伽師地論)とを引いて会釈したのである。これに対する景法師の意見は「瞋を起したら戒を犯すことになるが、貪だけなら戒を犯していない。旧論に依つていうなら世尊の言われた通り犯していない。菩薩が瞋の煩惱を起したら戒を犯すことになるから更に受戒しなければならない。これは貪欲を起こしたことによって犯したのではない」といつていて(25)。「作」と「犯」はどうやらでも意味が通じるが、論本では「作」になつてている(大正三〇、五一中)からやはり「作」にすべきである。

このように大正藏本と続藏本とは、文字の脱漏で前後の意味が通じないもの、曖昧になつてしまふもの、不審でならないものが多い。「不遭毒害、不值刀兵」<sup>(27)</sup>(毒害に遭遇しないし又戦乱にも遭遇しない)が「不毒、不兵」(毒がない、兵を用いない)となつたり、「菩薩起行、以利物為先」<sup>(28)</sup>(菩薩が行を起すときは利他を先とする)が「菩薩起行、以利為先」<sup>(29)</sup>(菩薩が行を起すときは利益を先とする)となつたりで、意味が全然違つて来る。

#### 四、むすび

以上のように、金蔵經の発見によつて、今までの疑問と間違ひが氷氷出來るからありがたいものである。これは單に『倫記』の問題だけなく、其他の釈本も同じことだと思う。若し拙稿が多方諸賢の参考になり、学界の注意を引けば幸甚の至りである。因みに、『宋藏遺珍』の中には唯識關係のものだけでなく、其他のものもたくさん収録されているから、念入りに校合すべきである。『宋藏遺珍』に収録されている經論は全部で四十七部あるが、重複が三部あるから、四十四部収録されているこ

#### 註

(1) 蔡唯心『金蔵雕印始末考』、『宋藏遺珍』五、第三〇六一頁、『塙本善隆著作集』第五卷、一三九頁等を参照。尚、金蔵經は大定十八年(一一七八)潞州の崔法珍尼が

金朝に献じたもので、その功により、同二十三年(一一八三)には金朝より紫衣と「宏教大師」という号を賜っている。これは法珍が発願して摹雕したもので、金熙宗皇統九年(一一四九)に山西の天寧寺で刊行会を成立し、約三十年間に亘つて、六八二帙、約七千巻を印刻した。これが有名な断臂刻経の金蔵經である。

(2) 宋藏遺珍第三冊に窓基の『成唯識論述記』十卷(三、五、六欠)、同科文、卷(卷一、二存)、同『成唯識論掌中権要』三卷、第四冊に窓基の『瑜伽師地論略纂疏』十六卷(一、四、七、十四、十六欠)、清素の『瑜伽師地論義演』四十卷(二十二卷存、二八—四十卷は第五冊に)、第五冊に道倫の『倫記』二十卷がある。

(3) 宋藏遺珍は民国二十四年(一九三五)七月に出版したもので、古籍を四十七種一二〇冊収めている。

むために憐れみの心なく、貧苦な身寄りのない者を見ても布施をしないこと。三、不満だらけで怒りやすく、他人を罵つたり、傷害を与えたり、人の謝りを受けないこと。四、大乗法を誇り、相似の法を信解することなどである。

(4) 道倫が新羅僧であることは、日本の学僧仲算（九六九）がいち早く『法相宗質聖義略問答』卷四に於て「新羅遁（斗反）倫師作此問也。」（大正七一、四三九上）と表明しているが、日本の学会では余り重視されていないようである。よって色々と論議されている。例えば加藤精神は国訳『一切經』『瑜伽師地論』の解題に際し、當盤大定は『佛性の研究』で新羅僧と想定しているが、結城令聞は『宗教研究』新第八卷第五号の『瑜伽論記』の著者名に対する疑義」に於て唐僧かも知れないと疑義をもって論じている。
(5) 金蔵の中の『倫記』にはつきりと、「海東興輪寺沙門釈道倫撰」と明記してある。
(6) 大正五五、一一七六中。
(7) 義天錄では二十四巻になつてゐる。
(8) 『瑜伽師地論記』卷第一の終りに、「慈氏菩薩以瑜伽師地論付嘱南閻浮提、蓋亦現身而為之說法、且將與人為徒、示言垂教以寬有情、援救衆生脫離苦惱、故其所記答問決擇、與諸法體相互相應焉。此瑜伽之大略也、要因俗入凝寂而言益晦、人生妄見而識愈迷、於是先覺者不得已而有言、後覺者不得已而有伝、此教理解行因果心境疾病、其相應各五種、周旋根幹、所以決衆幻惑破諸業障、誠亦先覺者不得已而言之歟？彼其教海義天、淵深宏遠、欲不失指趣之歸、可無待於後覺者正其梵（梵）疑、剔其差誤、以伝于永久乎？昔海東興輪寺沙門倫師、既以論述
(9) 道倫の著作は東国大学『韓國仏教撰述文献総録』（六七一六九頁）に依ると左記の十八部で、現存しているのは一部しかないという。
①大般若經略記 二卷 失
②大般若經疏 一卷 失
又金陵本上巻一五巻参照
(14) 食は貧の誤写ではないかと思う。施障四句の項を参照されたし。
(15) 大正三〇、五一五上一中。
(16) 大正三〇、五〇八下—五〇九中。
(17) 大正四二、五三二上。
(18) 菩薩地持經卷六、忍品、大正三〇、九二〇上。
(19) 同上。
(20) 同上。
(21) 加藤精神氏は解題に於て二六九条あるといふ。
(22) 瑜伽師地論卷第三十九、大正三〇、五〇六上。
(23) 詳しいことは佐藤密雄博士『律藏』仏典講座九八頁、二九〇頁参照。
(24) 大正三〇、五一二中。
(25) 『瑜伽師地論』卷第四十本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處戒品第十之一、大正三〇、五一五中一下。
(26) 『倫記』卷第十下、大正四二、五四〇中。四波羅夷罪についての旧論は『菩薩地持經』卷五を参照されたし。
(27) 『宋藏遺珍』五、三二六五上。
(28) 大正四二、五六二下。
(29) 『宋藏遺珍』五、三二一一上。
(30) 大正四二、四九四下。
一四〇七表上。
(13) 『宋藏遺珍』五、三〇九六下—三〇九七上、新文豐版。

(4) 道倫が新羅僧であることは、日本の学僧仲算（九六九）がいち早く『法相宗質聖義略問答』卷四に於て「新羅遁（斗反）倫師作此問也。」（大正七一、四三九上）と表明しているが、日本の学会では余り重視されていないようである。よって色々と論議されている。例如加

藤精神は国訳『一切經』『瑜伽師地論』の解題に際し、當盤大定は『佛性の研究』で新羅僧と想定しているが、結城令聞は『宗教研究』新第八卷第五号の『瑜伽論記』の著者名に対する疑義」に於て唐僧かも知れないと疑義をもって論じている。

(5) 金蔵の中の『倫記』にはつきりと、「海東興輪寺沙門釈道倫撰」と明記してある。

(6) 大正五五、一一七六中。

(7) 義天錄では二十四巻になつてゐる。

(8) 『瑜伽師地論記』卷第一の終りに、「慈氏菩薩以瑜伽師地論付嘱南閻浮提、蓋亦現身而為之說法、且將與人為徒、示言垂教以寬有情、援救衆生脫離苦惱、故其所記答問決擇、與諸法體相互相應焉。此瑜伽之大略也、要因俗入凝寂而言益晦、人生妄見而識愈迷、於是先覺者不得已而有言、後覺者不得已而有伝、此教理解行因果心境疾病、其相應各五種、周旋根幹、所以決衆幻惑破諸業障、誠亦先覺者不得已而言之歟？彼其教海義天、淵深宏遠、欲不失指趣之歸、可無待於後覺者正其梵（梵）疑、剔其差誤、以伝于永久乎？昔海東興輪寺沙門倫師、既以論述

(9) 道倫の著作は東国大学『韓國仏教撰述文献総録』（六七一六九頁）に依ると左記の十八部で、現存しているのは一部しかないという。

①大般若經略記 二卷 失

②大般若經疏 一卷 失

又金陵本上巻一五巻参照

(14) 食は貧の誤写ではないかと思う。施障四句の項を参照されたし。

(15) 大正三〇、五一五上一中。

(16) 大正三〇、五〇八下—五〇九中。

(17) 大正四二、五三二上。

(18) 菩薩地持經卷六、忍品、大正三〇、九二〇上。

(19) 同上。

(20) 同上。

(21) 加藤精神氏は解題に於て二六九条あるといふ。

(22) 瑜伽師地論卷第三十九、大正三〇、五〇六上。

(23) 詳しいことは佐藤密雄博士『律藏』仏典講座九八頁、二九〇頁参照。

(24) 大正三〇、五一二中。

(25) 『瑜伽師地論』卷第四十本地分中菩薩地第十五初持瑜伽處戒品第十之一、大正三〇、五一五中一下。

(26) 『倫記』卷第十下、大正四二、五四〇中。四波羅夷罪についての旧論は『菩薩地持經』卷五を参照されたし。

(27) 『宋藏遺珍』五、三二六五上。

(28) 大正四二、五六二下。

(29) 『宋藏遺珍』五、三二一一上。

(30) 大正四二、四九四下。

一四〇七表上。

(13) 『宋藏遺珍』五、三〇九六下—三〇九七上、新文豐版。